

令和 4 年

渡島西部広域事務組合議会

第 1 回臨時会 会議録

令和 4 年 5 月 1 3 日 開会
令和 4 年 5 月 1 3 日 閉会

渡島西部広域事務組合議会

会議録の作成にあたっては、誤字・脱字等に十分注意しましたが、時間の関係上、印刷原稿の校正は、初校しか出来ませんでした。誤りのある場合は、誠に恐縮ですが、ご理解いただきたくお願い致します。

渡島西部広域事務組合議会 議長 溝部 幸基

目 次
令和4年5月13日（金曜日）第1号

○ 議事日程及び会議に付した事件	1
○ 出席議員	1
○ 欠席議員	1
○ 出席説明員	1
○ 欠席説明員	1
○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員	1
○ 開会	2
○ 開議宣告	2
○ 議事日程	2
○ 新所属長の紹介	2
○ 管理者の挨拶	2
○ 日程第1 会議録署名議員の指名	3
○ 日程第2 会期の決定	3
○ 日程第3 諸般の報告	3
○ 日程第4 管理者の行政報告	3
○ 日程第5 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について	4
○ 日程第6 議案第2号 財産（福島消防署消防ポンプ自動車(CD-I)）の取得について	8
○ 日程第7 議案第3号 財産（福島消防署消防用資機材）の取得について	9
○ 日程第8 議案第4号 財産（福島消防署小型動力ポンプ付積載車）の取得について	10
○ 日程第9 議案第5号 令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第1号）	11
○ 閉会の議決	15
○ 閉会宣告	15

提出案件及び議決結果表

議案 番号	件 名	議決等 月 日	議決結果
1	職員の給与に関する条例の一部改正について	5月13日	原案可決
2	財産（福島消防署消防ポンプ自動車(CD-I)）の取得について	5月13日	原案可決
3	財産（福島消防署消防用資機材）の取得について	5月13日	原案可決
4	財産（福島消防署小型動力ポンプ付積載車）の取得について	5月13日	原案可決
5	令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第1号）	5月13日	原案可決

令和4年 第1回臨時会
令和4年5月13日（金曜日）第1号

◎議事日程及び会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 管理者の行政報告
日程第5 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第2号 財産（福島消防署消防ポンプ自動車(CD-I)）の取得について
日程第7 議案第3号 財産（福島消防署消防用資機材）の取得について
日程第8 議案第4号 財産（福島消防署小型動力ポンプ付積載車）の取得について
日程第9 議案第5号 令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第1号）について

◎出席議員（12名）

議長	12番	溝部 幸基（福島町）	副議長	11番	又地 信也（木古内町）
	1番	佐藤 孝男（福島町）		2番	沼山 雄平（松前町）
	3番	手塚 昌宏（木古内町）		4番	吉田 裕幸（木古内町）
	5番	山田 顕人（知内町）		6番	杉村 志朗（福島町）
	7番	谷口 康之（知内町）		8番	堺 繁光（松前町）
	9番	伊藤 政博（知内町）		10番	伊藤 幸司（松前町）

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員（18名）

管理者	鳴海 清春	副管理者	工藤 泰		
参与	西山 和夫	参与	鈴木 慎也		
幹事	若佐 智弘	幹事	大野 樹	幹事	羽沢 裕一
監査委員	本庄屋 誠	会計管理者	西田 啓晃	事務局長	佐藤 和利
衛生センター長	丹羽 一暢	消防長	鍋谷 悟	松前消防署長	可香 靖
福島消防署長	吉能 秀美	知内消防署長	成澤 悟	木古内消防署長	伊藤 則幸
消防本部主幹	大嶋 茂	衛生センター庶務係長	佐藤 拓海		

◎欠席説明員（1名）

参与 石山 英雄

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員（3名）

次長 梅岡 忍 書記 舘政ななみ 書記 鳴海 沙恵

◎開会・開議宣告・議事日程

○議長（溝部幸基）

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しており、会議は成立致しましたので、令和4年第1回臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎新所属長の紹介

○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、申し出により、副管理者より、4月1日付けの人事異動による新所属長の紹介を行います。

工藤 泰 副管理者。

○副管理者（工藤 泰）

それでは私の方から、4月1日付けの人事異動に伴う所属長のご紹介をさせていただきます。

知内消防署長の成澤 悟君でございます。

○知内消防署長（成澤 悟）

この4月より知内消防署長に就任いたしました成澤 悟です。前任者同様、よろしくお願い申し上げます。

○副管理者（工藤 泰）

以上で、人事異動に伴う新所属長の紹介を終わります。

○議長（溝部幸基）

新所属長の紹介を終わります。

◎管理者の挨拶

○議長（溝部幸基）

次に、申し出がありますので、管理者の挨拶を行います。

鳴海清春 管理者。

○管理者（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

令和4年第1回臨時会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、第1回臨時会にご出席を頂き、誠に有難うございます。

さて、今年の冬は例年にない大雪となりましたが、桜の開花とともに山々の緑が日に日に濃くなってきてございます。

一方、3年目を向かえる新型コロナウイルス感染症の終息がなかなか見通せない中、また、ロシアによるウクライナ侵攻、燃油や物価の高騰など、令和4年度がスタートし、1か月が経過しておりますが、大変厳しい新年度のスタートとなっております。

当組合においては、住民の生活と生命を守る観点から引き続き、構成町と連携を図りながら感染予防の徹底を図ってまいり所存でございますので、議員各位のご理解とご協力をお願いするものでございます。

それでは、今般の臨時会に提案申し上げます案件についてですが、まず1点目として、国の人事院勧告に基づく、職員の給与に関する条例の一部改正が1件、次に福島消防署消防ポンプ自動車及び消防用資機材並びに小型動力ポンプ付積載車の財産の取得に関する議案が3件、さらに令和4年

度の一般会計補正予算が1件で、計5件の議案審議をお願いするものでございます。

一般会計の補正予算の主な内容についてですが、職員の給与に関する条例の一部改正に伴う期末手当等の引き下げ、並びに退職等の異動に伴う減額補正となっております。

また、当初予算で計上いたしました、松前施設費に係る江良出張所新築工事において、新庁舎用備品購入費の予算科目に誤りがございましたので、組み換えをお願いするものでございます。

なお、当事業に関しましては、最近の物価上昇等により多大な影響を受け、当初計上分の工事費に不足が生じる見込みであり、改めて臨時会において補正をお願いすることとなりますので、重ねてご理解をお願いするものでございます。

この度の案件に関しまして、改めて議員各位にお詫び申し上げるとともに、今後このようなことのないよう十分職員共々注意を払ってまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

この後、担当者から詳しい内容の説明をさせていただきますので、よろしくご審議のうえ、同意賜りますようお願い申し上げ、簡単ですが、開催にあたっての挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

管理者の挨拶を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。10番伊藤幸司議員、11番又地信也議員を指名致します。

◎会期の決定

○議長（溝部幸基）

日程第2 会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は、本日1日と致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、本臨時会の会期は本日1日と決定致しました。

◎諸般の報告

○議長（溝部幸基）

日程第3 諸般の報告を行います。諸般の報告は、皆様に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

◎管理者の行政報告

○議長（溝部幸基）

日程第4 管理者より申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春 管理者。

○管理者（鳴海清春）

令和4年渡島西部広域事務組合議会第1回臨時会の開催にあたり、令和4年第1回定例会以降の行政報告を申し上げます。

1 消防関係について

(1)火災の発生について

3月13日に松前町白神地区において、木造平屋建て倉庫1棟を全焼する火災が発生し、また、同時火災として1トントラック及び軽トラック2台の車両火災が発生してございます。

なお、この火災による人的被害はありませんでした。

また、4月28日には松前町江良地区の国道上において、トラックの積載物から出火する火災が発生しましたが、付近を走行中の運転手が発見し、自ら持っていた消火器にて消火し、人的被害を防ぐことができました。

改めて協力者に感謝を申し上げます。

山々の雪解けが進み、春から夏にかけて空気が乾燥し、山火事などが多発するシーズンを迎えることから、引き続き管内の火災予防啓発の徹底に努めて参ります。

(2)職員の新型コロナウイルス感染症について

5月4日に松前消防署において、職員1名の新型コロナウイルスへの感染が判明したことから、安全確保のため庁舎内や車両等の消毒作業を実施したところです。

なお、当該職員と接触のある勤務者と、前日の勤務者の計17名に対して抗原検査を実施したところ、陰性と判明しております。

感染した職員につきましては、保健所の指示のもと自宅療養し、5月15日には復帰する予定でございます。

この度の事案を踏まえ、改めて職場における基本的な感染予防の徹底を指示したところでございます。

次に、追加の行政報告でございます。

1 消防関係について

1点、火災の発生状況について

5月11日に木古内町木古内地区において、木造2階建て一般住宅から火災が発生しましたが、この火災による人的被害はありませんでした。

現在、火災原因の調査中であり、原因が判明次第、関係各所への火災予防の指導徹底に努めて参ります。

なお、他の行事等につきましては、諸般の報告に整理をしてございますので、後ほど参照願いたいと思っております。

以上、簡単ではありますが、行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

行政報告を終わります。

◎議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第5 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利 事務局長。

○事務局長（佐藤和利）

それは、ナンバー1、議案の1ページをお開きください。

議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年5月13日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

内容につきまして説明いたしますので、ナンバー2の説明資料1頁をお願いします。

議案第1号関係、職員の給与に関する条例の一部改正について。

1の改正理由についてです。

人事院は、昨年8月10日に令和3年度の職員の給与改定について、ボーナスにおいて民間の支給

割合との均衡を図るため、期末手当の引下げを勧告しました。国においては11月24日に人事院勧告どおり期末手当の引下げが閣議決定されたところであります。このことから、当組合においても人事勧告に基づき関係条例を改正するものであります。

2 改正内容についてです。

(1)一般職員、第18条第2項関係です。6月期及び12月期の期末手当の支給月数が均等となるように、それぞれ0.075月引下げ、1.275月から1.2月に改正するものであります。また、会計年度任用職員についても、職員の給与に関する条例に準ずることから、一般職員と同様にするものであります。

(2)再任用職員、第18条第3項関係です。6月期及び12月期の期末手当の支給月数が均等となるように、それぞれ0.05月引下げ、0.725月から0.675月に改正するものであります。

なお、一般職及び再任用職員の対象者は114名で影響額は478万8千円でございます。

(3)令和4年6月に支給する期末手当の特例措置、附則関係であります。

令和3年度の期末手当引下げに相当する額について、令和3年12月に支給された額に一般職員は127.5分の15、再任用職員は72.5分の10を乗じて得た額を調整額として、令和4年6月に支給する期末手当から控除いたします。

なお、対象者につきましては109人で影響額は457万4千円でございます。

3の施行期日についてですが、この条例は公布の日から施行いたします。

なお、議案の1ページから2ページに新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案第1号職員の給与に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

9番 伊藤政博 議員。

○9番（伊藤政博）

18条に関する内容についてはですね、人事院勧告で下げるということで理解はできるんですが、附則の2についてお尋ねするのですが、給与の支払いについては原則的に不利益不遡及の原則があって、改定によって不利益を受けるものについては、それは遡及しないと原則があるんだろうと思います。

ただ、この条例上では令和3年の期末手当を減額してそれを返してくれという制度にはなっていませんけれども、実質中身的にはですね、令和3年の12月に支給された分が多かったから、6月分の期末手当で調整しますよという内容ですから実質的には不利益の部分に遡及する内容だと思います。

その辺の考え方について、一点お尋ねしたいと思います。

2点目、もう一つあります。当組合は一つの自治体ですから構成4町の考え方に関わらず、当組合独自でいろんなことを決めるのは原則だとは思いますが、構成4町のうち私の理解では3町が附則の2の部分については適用しない。まあ、不利益について、今回はもう払ったものだから、返してもらうことはしませんよという、扱いになっている訳ですね。同じ地域で地元住民のために頑張っている役場職員と消防職員の間で、差を付けるということについてはどうなのかなと。

構成4町のうち、3町がそういうことをしない訳ですから、当然のことながら当組合もそういう取扱いをして良かったんじゃないのかと思うのですが、その辺の考え方について、この2点についてお尋ねします。

○議長（溝部幸基）

鳴海 管理者。

○管理者（鳴海清春）

基本的に広域の給与に関しましては、人事院勧告に基づき実施する原則がございます。

そして、その基準については、本部の所在地であります福島に準ずるという形になっています。

福島町は人勧どおり、いま議員おっしゃるとおり4町ではバラバラな状況でございます。そういったことで、不利益と言いつ方をさせていただきますけれど、基本的に今回、国も北海道も同じような措置をしてございますし、本来、貰うべきものでなかったものを先に支給したというだけの話でありますので、私は不利益には当たらないというふうに思っております。

役場と消防が別々だというお話しをしておりますけれど、普段、伊藤議員おっしゃる広域の在り方を問われるんだと思います。今までは、消防に関してはそれぞれの町が負担をする形の中である程度、町村と役場と消防を一緒にしてきたという経緯がございます。

私はこれから今、人事交流をしていく中で、本来の広域の職員の在り方、松前だろうが木古内だろうが同じ条件が理想だという風に思っておりますので、決して役場と一緒にしなければならないというものではないんだと思っておりますので、それを今、我々消防長に指示しておりますけれど、2年掛けてできれば今、そういったことを是正していきたいというふうに思っておりますので、本来の消防職員も広域の職員という認識を位置付けるためにも今回はそういう統一感に基づかない形で整理をさせていただきます。

そしてまた、大原則がありますので人勧遵守、そして本部のある福島町に準ずるというのが基本でありますので、そういったことで各3町の首長さん方のほうにも説明し、理解を得ているところであります。

○議長（溝部幸基）

9番 伊藤政博 議員。

○9番（伊藤政博）

人勧遵守という基本的な考え方には、私も賛成です。

ただ、昨年、令和3年度の期末手当については8月に人事院勧告がでて、11月24日の閣議決定された訳ですが、本来は12月の段階で期末手当の改正が出来れば良かったんですが、様々な理由でそういうのができなかった。そして従前の割合で支払いをした期末手当をですね、その分0.15年間では多かったの、令和4年の6月の期末手当から返して下さいよという中身ですから、実質、本来は支払い側がきちんと手続きすれば済んだことですが、やらないで後になってから払い過ぎましたから返して下さい。私は、不利益だろうと判断します。

それは考え方ですから、行政的に言うと令和3年度の期末手当を条例で変えると不利益不遡及となるんですけど、こういう手順を使えば令和3年の期末手当に関しては手をかけてないのだから、いいってところの判断になると思いますけれど、実質的にはやはり、不利益を被る訳ですから私は、それはちょっと違うんじゃないかと判断します。

それから、構成4町と当組合は別々の地方自治体であることは、前から私も言っているところですから、基本的な原則は解りますけれども、ただ、構成4町のうち3町が役場職員、私達議員も含めてですけど今回の期末手当の分については返さないという形をとっている訳です。

そうした場合に、消防の皆さんだけ、同じ地域で一生懸命頑張っている人がたに対してもやはり同じように適用するのが、人情的な話ですよこれは。確かに理屈としては分かります。

独自だから、独自でやったらいいということですけども、そして必ずしも福島町に準ずるという形も取らなくてもいい訳ですよ。そこはね、あくまでも管理者は人事院勧告に基づいてだろうと思うんですが、構成4町のうち3町がそういう取扱いをしているってことは、参与幹事会の中でどういう話合いがしてあるのか。その辺1点だけお尋ねします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春 管理者。

○管理者（鳴海清春）

伊藤議員は不利益と言いつ方をしておりますけれど、今回は、国も道も同じような措置、おしなべて道内のほとんどの我々と同じような措置をしています。たまたま、4町の中で3町はしなかったと。ただ、現実的には、返すところで返さないと言いますか、ただ、これがですね、支給が例えば増えた時

であれば、ほぼほぼ皆さんするんですね。そこまでじゃあ、去年のものだからしないということにはならない。

人勧というのはあくまでも去年の値に対して人勧という通知がある。そのところで民間と格差があるからそれをちゃんとしなさいというのが人勧の趣旨でありますので、返そうが増えようが当然、その値を積算している訳ですから、そのところについては、私は基本的に準じてやるのが筋ではないのかなという風に思っています。

そしてまたなぜ福島に合わせたのかという、これが4町バラバラの状態であればどこに合わせたらよいのかという話になるのかと思うんですね。

やはり、今まではおしなべて福島町に準じて多少の齟齬があっても福島を基本にしていくんだということがありますので、そうなりますと都合のいいように、松前に合わせるとか知内に合わせるとか木古内に合わせるとか常に調整して行かなければなりません。

そうしたら、本来の広域行政というのものが何だと私は問われるんだと思いますので、そのところはしっかり我々としては、これまでやってきたルール付けをきちんと町民に説明できる範囲でやらないと説明が出来なくなりますので、私はちゃんと守りたい。

それで参与幹事会の話であります。当然、福島を除いて3町は遡及しておりませんので、何となく消防職員と役場職員と差があるのは、庁内でどうなのかと意見は伺いました。

ただ、私の方からはきちんと説明をして今までの経過を含めて、そして将来に向かってこれから、我々を変えていくんだという意識もあつてしないといけないですねと説明をさせて頂いて、昨日もたまたま、ちょっと、今年福島で全国の中学校相撲選手権大会が開催されるので、それのお願いをしながら、今日はそういったことで意見は頂きましたけれども、従来どおりの議案として出させていただきますということで私は了解を得ているという風に思っております。

○議長（溝部幸基）

9番 伊藤政博 議員。

○9番（伊藤政博）

1点だけ、今、当組合はひとつの地方自治体ですと、独自の考え方と言っておりますけれど、どこに準ずるとお話がありました。福島町に準ずるとお話がありましたけど、本来は福島町に準ずるのではないのだと思うんです。そういう原則論で言うと。

あくまでも当組合の独自の考え方で行いましたということであれば、理解できるけれども人事院勧告に基づいて行いましたと言うんでありましたけれども、福島町に準じて、福島町に準じてというのは、いささか意義を唱えたい。

やはり、それは管理者同じトップですから、そういうふうにならざるを得ないかもしれませんが、やはり、当組合としては、人事院勧告に基づいて行いますって言うんだったら、まだわかるんですが、何処に準じるという話じゃなくて組合としてどうだという答弁を頂きたいと思うんですが、あくまでも福島町に準じては当たらないだろうと思うんですが、この点だけお尋ねしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春 管理者。

○管理者（鳴海清春）

福島町に準じてというのは、あくまでもルールでありますので、今までの広域を形成していく中で、じゃあ、広域の独自のものを作ってきたかというところではない訳ですね。

当然、本部である福島をベースとしながら議会にお諮りして決めてきたのが、今までのルールであります。私はルールを逸脱してまで、何もかも全部、福島に合わせるとかそういうことではありません。当然、福島の中で独自で行っているものまで合わせている訳ではありません。

今回のように国全体で行っている人勧については、当然、福島も同じことをしますので、それに合わせてルール化してきたのが、今までの経緯でありますので、多分、私、今までの行政経験の中でそれを逸脱してやったというのは広域の中で聞いたことはありませんし、今回はそれをどこに合わせる

んだという話になりますね。3町がやったから3町に合わせなさい、2町がやったから2町に合わせなさいと、そういう話ではないと思います。それを単町で独自で調整して行うことは問題ありません。

ただ、広域を構成する中で、今までやってきたルールに基づいてやるべきではないですかと我々は主張させて頂いていますので、それについて我々としては構成4町、参与幹事会議含めて理解を頂いたということで今回、提案してございます。

○議長（溝部幸基）

その他質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

○議長（溝部幸基）

9番 伊藤政博 議員。

○9番（伊藤政博）

反対討論です。今回の人事院勧告に基づく給与改定、特に附則の部分についてですが、構成4町の中で3町が遡及しないと対応を取る訳です。同じ地域で同じ地域の住民のために頑張っている広域事務組合の職員だけを遡及するというのは、やはり、いささかどうなのかなと思いますので、特に附則の部分は反対でありますので、本案については反対いたします。以上です。

○議長（溝部幸基）

その他討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第1号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

5番、9番を除いて賛成多数であり、議案第1号を可決致しました。

◎議案第2号 財産（福島消防署消防ポンプ自動車(CD-I)）の取得について

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第2号 財産（福島消防署消防ポンプ自動車(CD-I)）の取得についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利 事務局長。

○事務局長（佐藤和利）

それは、ナンバー1、議案の3ページをお開きください。

議案第2号 財産（福島消防署消防ポンプ自動車(CD-I)）の取得について

次のとおり、財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年5月13日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

財産の名称及び数量は、福島消防署消防ポンプ自動車(CD-I) 1台でございます。

取得価格は、3,289万290円でございます。

契約の相手方は、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ、代表取締役、岩村純一氏でございます。

取得の方法は、指名競争入札でございます。

入札の状況につきまして説明いたしますので、ナンバー2、説明資料の3頁をお願いいたします。

1の取得する財産の種類・数量については、福島消防署消防ポンプ自動車(CD-I)、1台で2,990万264円、消費税299万26円、総計3,289万290円でございます。

2の入札状況について、入札は令和4年4月28日に執行いたしました。

物品の内容は、シャシー仕様が、令和4年式 ダブルキャブ、四輪駆動車 外、艤装一式でございます。

納入期限は、令和5年3月24日でございます。

入札書比較価格は、3,045万3,764円、予定価格は3,349万9,140円でございます。

予定価格は公表してございません。

入札は1社が辞退のため、4社で実施し、株式会社北海道モリタが、入札書記載金額2,990万264円に消費税等相当額299万26円を加算した、3,289万290円で落札いたしました。

落札率は98.18%でございます。

以上で、議案第2号財産（福島消防署消防ポンプ自動車(CD-I)）の取得についての説明を終わります。

ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第2号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

起立全員であり、議案第2号は可決致しました。

◎議案第3号 財産（福島消防署消防用資機材）の取得について

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第3号 財産（福島消防署消防用資機材）の取得についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利 事務局長。

○事務局長（佐藤和利）

それでは、ナンバー1の議案5ページをお開きください。

議案第3号 財産（福島消防署消防用資機材）の取得について

次のとおり、財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年5月13日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

財産の名称及び数量は、福島消防署消防用資機材一式でございます。

取得価格は、1,100万円でございます。

契約の相手方は、札幌市東区苗穂町 13 丁目 2 番 17 号、株式会社北海道モリタ、代表取締役、岩村純一氏でございます。

取得の方法は、指名競争入札でございます。

入札の状況につきまして説明いたしますので、ナンバー2、説明資料の 4 頁をお願いいたします。

1 の取得する財産の種類・数量については、福島消防署消防用資機材一式で 1,000 万円、消費税 100 万円、総計 1,100 万円でございます。

2 の入札状況について、入札は令和 4 年 4 月 28 日に執行いたしました。

内容は、消防用資機材一式で、特省トランシーバー、電動式スプレッター、電動式カッター、電動式ラムシリンダー外でございます。

納入期限は、令和 5 年 3 月 24 日でございます。

入札書比較価格は 1,018 万 1,000 円、予定価格は 1,119 万 9,100 円でございます。

予定価格は公表してございません。

入札は 4 社で実施し、株式会社北海道モリタが、入札書記載金額 1,000 万円に消費税等相当額 100 万円を加算した、1,100 万円で落札いたしました。落札率は 98.22%でございます。

以上で、議案第 3 号財産（福島消防署消防用資機材）の取得についての説明を終わります。

ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第 3 号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

起立全員であり、議案第 3 号は可決致しました。

◎議案第 4 号 財産（福島消防署小型動力ポンプ付積載車）の取得について

○議長（溝部幸基）

日程第 8 議案第 4 号 財産（福島消防署小型動力ポンプ付積載車）の取得についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利 事務局長。

○事務局長（佐藤和利）

それは、ナンバー1、議案の 7 ページをお開きください。

議案第 4 号 財産（福島消防署小型動力ポンプ付積載車）の取得について

次のとおり、財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 4 年 5 月 13 日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

財産の名称及び数量は、福島消防署小型動力ポンプ付積載車 1 台でございます。

取得価格は、1,210万840円でございます。

契約の相手方は、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ、代表取締役、岩村純一氏でございます。

取得の方法は、指名競争入札でございます。

入札の状況につきまして説明いたしますので、ナンバー2、説明資料の5頁をお願いいたします。

1の取得する財産の種類・数量については、福島消防署小型動力ポンプ付積載車1台1,100万764円、消費税110万76円、総計1,210万840円でございます。

2の入札状況について。

入札につきましては、令和4年4月28日に執行いたしました。

内容は、シャシー仕様、令和4年式、ダブルキャブ、四輪駆動車 外、艀装一式でございます。

納入期限は、令和5年3月17日でございます。

入札書比較価格は1,136万3,264円、予定価格は1,249万9,590円でございます。

予定価格は公表してございません。

入札は5社で実施し、株式会社北海道モリタが、入札書記載金額1,100万764円に消費税等相当額110万76円を加算した、1,210万840円で落札いたしました。

落札率は96.81%でございます。

以上で、議案第4号財産（福島消防署小型動力ポンプ付積載車）の取得についての説明を終わります。

ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第4号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

起立全員であり、議案第4号は可決致しました。

◎議案第5号 令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（溝部幸基）

日程第9 議案第5号 令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第1号）を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利 事務局長。

○事務局長（佐藤和利）

それでは、ナンバー1 議案の9ページをお開き下さい。

議案第5号、令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算第1号。

令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,581万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,413万7千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和4年5月13日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

今回の補正予算ですが、先ほど、議案第1号で議決をいただきました、職員の給与に関する条例の一部改正に伴う期末手当の引下げ及び共済費の減額並びに職員の異動に伴う人件費の減額補正が主な内容でございます。

それでは、補正予算の内容を説明いたしますので、ナンバー2説明資料の8ページをお願いいたします。

歳出から説明いたします。

説明内容については、節で10万円以上の増減があるものを中心に、所属毎に説明いたします。

はじめに、事務局所管分です。

2款 総務費、1項、1目事務局費42万円の減額は、3節職員手当等13万1千円の減額で職員及び会計年度職員の給与改定によるもので、18節負担金補助及び交付金26万1千円の減額で派遣職員給与費負担金も同じく給与改定によるものでございます。

衛生センター所管分です。

3款 衛生費、1項、1目し尿処理費1万2千円の減額は、2節給料9万8千円の増額で、職員の昇格によるものでございます。

2目ごみ再生処理費10万1千円の減額は、3節職員手当等8万4千円の減額で給与改定によるものでございます。

9ページをお願いします。

消防本部所管分です。

4款消防費、1項、1目消防本部費42万5千円の減額は、3節職員手当等35万1千円の減額で給与改定によるものでございます。

松前消防署所管分です。

説明の前に資料の訂正が2ヶ所ございます。1点目は、松前消防署費の3節職員手当等の説明欄で、期末手当4万2千円の増額となっているのを勤勉手当に訂正をお願いいたします。

続いて2点目は、同じく3節職員手当等の増減理由で、扶養親族等の異動による増及び給与指定による減となっていますが、扶養親族を住居に訂正いただきたいのと、給与指定となっているのを給与改定に訂正を大変申し訳ありませんが訂正をお願いいたします。

説明のほうに戻ります。

2目松前消防署費248万円の減額は、2節給料11万8千円の増額で職員の昇給によるものでございます。

3節職員手当等219万1千円の減額で住居異動や期末手当の給与改定によるもので、4節共済費40万6千円の減額は、期末手当の給与改定及び共済負担率確定によるものでございます。

3項、1目松前施設費、補正額は0ですが、14節工事請負費425万7千円の減額は、当初予算で江良出張所新築工事費に庁舎用備品分を含めて計上しておりましたが、予算科目の誤りがございましたので、同額を17節備品購入費に組替えるものであります。

今後このようなことがないように注意してまいります。

このことにより、松前消防署江良出張所工事費等が変更となりますので、予算説明書で説明いたしますので、資料ナンバー1議案の27ページをお願いいたします。

予算説明書、松前消防署江良出張所新築工事の施工について。

令和4年度において施工する松前消防署江良出張所新築工事の内容は、次に定めるところによる。
1の工事名および2の工事箇所並びに5の施工方法については変更ございません。3の工事内容の下から2行目、当初予算の備品・通信設備工事から通信設備工事に変更となります。4の工事費は当初予算2億5,083万8千円から425万7千円減額により工事費が2億4,658万1千円以内となります。

説明資料の9ページにお戻りください。

17節備品購入費425万7千円の増額は、14節工事請負費から組替えによる増額でございます。

10ページをお願いします。

福島消防署所管分です。

3目福島消防署費258万4千円の減額は、2節給料16万4千円の減額で、新規採用者給料額確定によるものでございます。

3節職員手当等194万4千円の減額で、給与改定及び扶養親族等の異動によるもので、4節共済費47万5千円の減額は、給与改定及び共済負担率確定によるものであります。

知内消防署所管分です。

4目知内消防署218万円の減額は、3節職員手当等175万4千円の減額で給与改定及び新規採用者分住居手当確定によるもので、4節共済費42万5千円の減額は、給与改定及び共済負担率確定によるものでございます。

11ページをお願いします。

木古内消防署所管分です。

5目木古内消防署費760万9千円の減額は、2節給料243万8千円の減額で、3月31日付けで退職した1名の給料でございます。

3節職員手当等345万1千円の減額は、退職者及び給与改定並びに扶養親族等の異動によるもので、4節共済費171万7千円の減額は、退職者及び給与改定並びに共済負担率確定によるものでございます。

続いて、歳入を説明しますので、6ページをお願いいたします。

上段の1款分担金及び負担金、1項、1目衛生負担金32万3千円の減額は、歳出の補正のうち、衛生費に係る減額分を按分により、1節松前町負担金から4節木古内町負担金の額を減額するものでございます。

下段の2目消防負担金1,541万9千円の減額は、歳出の補正のうち、事務局費及び消防本部費に係る分を按分により、署費分は各構成町の全額負担となり、1節松前町負担金から4節木古内町負担金の額を減額するものでございます。

7ページをお願いします。

8款諸収入、2項、1目雑入、節同じで6万9千円の減額は、松前消防署より北海道防災航空室に派遣されている職員の北海道からの派遣職員給与費負担金収入で、給与改定による減額分でございます。

以上で議案第5号の提案内容の説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

9番 伊藤政博 議員。

○9番（伊藤政博）

ちょっとお尋ねしたいのですが、先ほどの期末手当の改正の時に聞けばよかったんですが、3月31日付けで退職した者、或いは構成町に戻った者、その人方の6月分の手当については、それぞれ構成

町で判断される訳ですけど、組合に残った者と差が出て来るんですが、そういう者の取扱いはどうなるんですか。

昨年の12月に広域事務組合で期末手当を頂いた、3月31日付けで退職をした者、或いは構成町に戻った者もいる訳ですね。残った人は6月の期末手当で調整する訳ですが、戻った人、或いは退職した人の扱いはどうなるのか、それぞれお尋ねします。

○議長（溝部幸基）

佐藤和利 事務局長。

○事務局長（佐藤和利）

退職者につきましては、遡及分は対象になっておりませんのでこちらの方から退職者に対して改めてお金をいただくとかそういうことはございません。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春 管理者。

○管理者（鳴海清春）

所属の方から我々の広域に派遣されている方々の給与体系についてのご質問かなと思います。

これは、従来からの課題の一つであります。特にこれまでは、衛生センター、事務局含めて福島町から派遣している方が、ほぼほぼ多かったんですけど、私就任してからなるべく4町から交互にやろうということで、やらせていただいています。

そうすると所属毎の給料体系も違いますし、昇給基準も違いますし、いろんな形の齟齬は出てきます。そこのところについては、議員の論から行くと不利益的なところになるんですけど、在籍したことによって利益を得ているところもありますので、そこのところについては、いる間は広域の基準に沿います。帰ってからは所属町のところで整理しますということになりますので、帰った段階でその町村が措置を取っていなければ適用を受ける。

当然、返して頂く所属町に帰れば返るという、若干、そこによって同じ身分から帰った職員でも差がある。これはどうしても構成4町の中で統一した給料を取っている訳ではありませんので、いろんな形があります。

先ほど来言うように、人勸なり、そういったことについては、ほぼほぼ皆さん統一していますので色んな問題点は無いのですけれど、従来から役職を付けてやっているところは、町村毎に昇給基準が違いますのでこちらにいたときに若干、次長職、管理職になっても本庁に帰って、松前町に帰って、例えば、課長職になるかといえ、ちょっと課長補佐になって手当がつかないと過去に何度かありました。福島の場合もいろんな形でありました。

そこについては、先ほど来言うように広域で採用された職員は問題ないですけど、これまでは構成4町から派遣をして頂いて事務を執っている関係で、どうしてもそこのところについて統一感はない。

ただ、消防につきましては、先ほど言いましたとおり、何処に消防であっても本部に来て変わりませんので、私は将来的にはそこのところは統一感を持って今後やることによって、人事交流に繋がっていくのではないかと考えていますので、ぜひ2年掛けてある程度、報告で来た段階で議会にお諮りしながら、今後の広域における消防の在り方を議論していただきたいとその様に思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

暫時、休憩を致します。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時55分

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

その他質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第 5 号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

起立全員であり、議案第 5 号を可決致しました。

◎閉会の議決

○議長（溝部幸基）

お諮り致します。

以上で、本会議の案件審議は全て終了致しましたので、令和 4 年第 1 回臨時会を閉会致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

◎閉会の宣告

○議長（溝部幸基）

これをもって閉会致します。

どうもご苦労様でした。

(閉会 午前 10 時 57 分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長 溝部 幸基

署名議員 伊藤 幸司

署名議員 又地 信也